


別表一 各事業年度の所得に係る申告書（内国法人の分）… 令三・四・一以後終了事業年度等分

 令和 年 月 日 税務署長殿		所管 業種 ① 法人区分 事業種目 同非区分 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	② 別表等 ③ ④ 非中法人 特同族会社 同族会社 非同族会社	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度 (至) 売上金額 申告年月日 申告区分 法人税
---	--	--	--	--

以下のいずれかに該当していれば
 中小企業等となる。

- ①に〇があり、③に1億円以下かつ④に〇がないこと。
- ②に〇があること。

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)

翌年以降 送付要否	適用額 明細書 提出の有無	税理士法 第30条 の書面提出有	税理士法 第33条 の2の書面提出有
--------------	---------------------	------------------------	--------------------------

この申告書による法人税額の計算	十億 百万 千 円				この申告による還付金額	十億 百万 千 円			
	1	2	3	4		17	18	19	20
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)					控除税額の計				
法人税額 (53) + (54) + (55)					外国税額 (別表六(二)「20」)				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)					計 (17) + (18)				
差引法人税額 (2) - (3)					控除した金額 (13)				
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額					控除しなかった金額 (19) - (20)				
課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)				000	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)				0
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)					同上 (別表三(二)「28」)				0
課税留保金額 (別表三(一)「4」)				000	同上 (別表三(三)「23」)				00
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)					この申告による還付金額 (15) - (14)				
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)				00	欠損金の繰戻しによる還付請求税額				
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)「17」+別表十七(三)「13」)					計 (25) + (26) + (27)				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額					この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)				
控除税額 ((10) - (11) - (12) + (19)のうち少ない金額)					この申告により納付すべき法人税額又は修場正 (65)				00
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)				00	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは別表七(三)「10」)				
中間申告分の法人税額				00	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)				
差引確定(中間申告の場合はその)法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入)				00	この申告による還付金額 (43) - (42)				
課税標準の法人税額 (4) + (5) + (7) + (10)の外部課税標準の法人税額 (9)					この申告前の所得金額に対する法人税額 (68)				
課税標準法人税額 (33) + (34)				000	課税留保金額に対する法人税額 (69)				
地方法人税額 (58)					課税標準法人税額 (70)				000
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)					この申告により納付すべき地方法人税額 (74)				00
所得地方法人税額 (36) + (37)					剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額				
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)「18」+別表十七(三)「14」)					残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日	決算確定の日	令和 年 月 日	
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)					還する金融機関等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	郵便局名等	預金	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額					口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-		
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)				00	※ 税務署処理欄				
中間申告分の地方法人税額				00					
差引確定(中間申告の場合はその)地方法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入)				00					

税理士 署名